

中小企業経営力強化支援法に基づく 経営革新等支援機関の支援業務窓口変更のお知らせ

高岡信用金庫（理事長：在田長生）は、平成 24 年 11 月 5 日付にて、中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定され、各種支援業務を実施しておりますが、平成 27 年 11 月 24 日（火）に「館出支店」を「富山支店」へ店舗統合いたしましたので、下記の通り支援業務窓口の変更をお知らせいたします。

今後とも、地域金融機関としてお客様の経営課題解決に向け、専門性の高い支援事業を行うための体制を整備し、外部支援機関との連携を深めて、中小企業のコンサルティング機能を一層発揮できるように努めてまいります。

記

1. 認定経営革新等支援機関として取り組む支援業務の内容	(1) 事業計画策定支援・実行支援 (2) 進捗状況の把握 (3) 金融・財務支援 (4) 販路開拓支援 (5) 生産管理・品質管理
2. 認定経営革新等支援業務の実施体制	(1) 支援業務を行う店舗 本店営業部、24 支店、1 出張所 (2) 支援業務窓口 各店舗の融資担当窓口（融資係）

以上

【本件に関するお問い合わせ先】
高岡信用金庫 融資部企業支援課
TEL 0766-23-1221（代）